

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

日本国憲法を守り生かすことを求める請願

年 月 日

[請願趣旨]

安倍晋三首相は2017年5月3日に、2020年までに憲法を改正し、自衛隊を明記すると発言しました。憲法第九十九条では憲法尊重擁護の義務を定めており、首相の発言は、憲法に違反するものであることは明らかです。

この間、秘密保護法、戦争法、国税通則法、共謀罪などが強行成立させられました。国税通則法に盛り込まれた「扇動罪」は、かつて国税犯則取締法の罰則として規定され、税制・税務行政への批判を取り締まる弾圧法規として悪用されてきたものです。これらの法律は、憲法に反しており、法律の専門家や、戦争する国づくりに反対し、「立憲主義回復」、「個人の尊厳を守れ」と声を上げる多くの人々が、廃止を求めています。

いま、私たち中小業者・国民の多くが望んでいるのは、安心して暮らし、営業することができる社会です。日本国憲法の国民主権、平和主義、個人の尊厳という基本理念が守り生かされる社会の実現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ大きく貢献できる唯一の道です。

こうした請願趣旨に基づき、以下のことを請願します。

[請願事項]

- 1、日本国憲法の全条項を守り、国民の暮らしに生かすこと。
- 1、「特定秘密保護法」「戦争法（安保法制）」「共謀罪（テロ等準備罪）」「扇動罪」を即時廃止すること。

氏名	住所